「目黒区子ども総合計画改定素案」への意見

2019.10.17　日本共産党目黒区議団

①第4章、基本目標Ⅰの（１）子どもの権利を尊重するについて

　関連〔現状〕

計画では教員による体罰防止のための人権感覚向上や理解促進に努めるとしている。また、児童生徒のいじめや差別など人権問題解決のため道徳教育の推進を図るとしている。しかし、体罰などの子どもの人権侵害の背景にある教員の多忙化や長時間労働、いじめや差別の背景にある子どもたちに過度のストレスを与えている管理教育や自己責任論の押し付けなどの現状を抜きに子どもの権利の尊重は図れない。したがって、現状認識を改めること。

　関連〔事業番号１１０５〕

事業概要に「・・・、同和問題や男女平等などの人権教育を推進する。」とあるが、性の多様性の尊重についても明記すること。

　関連〔事業番号１１０６〕

スクールソーシャルワーカーは派遣ではなく、各校に配置すること。

②第4章、基本目標Ⅰの（３）児童虐待の防止と対応について

　関連〔全体〕

1・子ども家庭支援センターの人員を抜本的に増やし体制を確立すること。2・より現場に即応しネットワークの強化を図れる体制を確立するため、児童相談所の区への移管計画の全容を明らかにすること。

　関連〔事業番号１３０５〕

「・・・養育困難家庭における虐待の未然防止策を強化する。」の中に、虐待の背景にはＤＶが存在するという視点も加えること。更に、ＤＶが認められる場合には子どもを保護し、親も更生支援させる仕組みを拡充すること。

　関連〔事業番号１３０６〕

「関係機関と連携」の関係機関に、専門性の高い婦人相談員と福祉との連携を密にとり、児童養護施設との連携を強めること。

③第4章、基本目標Ⅰの（４）いじめ防止対策の推進について

　関連〔現状、課題〕

今回の素案で基本目標Ⅰへ紐づけが変わった内容だが、多様化する学校内の状況に対応するためスクールカウンセラーを派遣から各校に配置すること。

　課題である一人ひとりの子どもに対して真摯に向き合うとあるが、そのためにも教員の過密労働の解消こそ必要である。ゆえに少人数学級を実現すること。

④基本目標Ⅱの（１）子どものこころとからだの健康づくりについて

関連〔課題〕

保護者との関わりを密にして様々な悩みにこたえる機会を増やすし虐待を未然に防ぐ場として、区直営の検診とともに区内契約医療機関で実施している６・７か月、９・１０か月、１歳６か月児検診及び５歳児内科検診においても未受診乳幼児の追跡調査を行うこと。

⑤基本目標Ⅱの（２）食育の推進について

　関連〔全体〕

保護者の負担を軽減するため、学校給食費を無料にすること。

⑥基本目標Ⅱの（３）成長・発達に応じた切れ目のない支援について

　関連〔全体〕

障がいを持つ子どもへの支援として重要であり、対象年齢が「１８歳までの児童」となっているが、１８歳を超える人たちへの支援も位置付けること。

⑦基本目標Ⅱの（４）多様な保育の充実について

　関連〔全体〕

保育料「無償化」が対象になっている０～２歳クラスを非課税世帯と限定せず、完全無償化にすること。また、目黒区は指導監督基準以下の園に対して、指導巡回を厳しく行うこと。

　関連〔事業番号２４０４〕

公設公営の学童保育クラブを守っていくこと。

　関連〔事業番号２４０６、２４０７〕

保育は地方自治体の責任であり、区立保育園を民営化にしないこと。

⑧基本目標Ⅲの（１）安心して出産できる環境の支援について

関連〔課題〕

目黒区は、不妊治療は保険外で高額なため、所得の低い世帯が、費用のために不妊治療を断念する事態である。ゆえに不妊治療助成を復活させること。

　関連〔事業番号３１０６〕

産前・産後支援ヘルパー派遣事業は２歳まで拡充すること。

⑨基本目標Ⅲの（２）家庭における子育て力の向上について

　関連〔事業番号３２１２〕

就学援助における準要保護の対象者を生活保護基準の１．５倍とし、小学校の入学支度金については、６歳児換算とすること。

　関連〔事業番号３２１４〕

医療費助成を１８歳まで拡充すること。

⑩基本目標Ⅲの（４）ワークライフバランスの推進について

　関連〔全体〕

ワークライフバランスという言葉が独り歩きしている、過密労働をなくさなければ実態がついてこない。職員の増員を図り積極的な取り組みを行うこと。

⑪基本目標Ⅳの（１）学校教育の振興について

　関連〔全体〕

目黒区の示している中学校の適正規模・適正配置基準が、より良い教育環境を子どもたちに作るものであるかは、客観的に立証できないものである。目黒区では、他区に比べても小規模ながら落ち着いた豊かな教育内容が展開されてきた実績を認め、学校の統廃合を中止すべきであり、削除すること。統合問題が未定になっている７・８・９・１１中の老朽化、修繕を早急に行うこと。

体罰をなくし、校則などについても生徒自身が意見を表明できるよう努めること。主権者教育として、画一的なやり方を上から押し付けるのではなく、それぞれの教育現場で、多種多様な主権者教育を豊かに実践できる環境づくりこそ、推進することと合わせて、教育委員会の立場も明記すること。

　関連〔事業番号１１０５〕

性の多様性を尊重し、ＬＧＢＴへのいじめ、差別を行わないという主旨も含めること。

　関連〔事業番号４１１０〕

学習意欲にかけた子どもたちが参加できるよう配慮をすること。

⑫基本目標Ⅳの（３）文化・スポーツ活動の振興について

　関連〔事業番号４３０１〕

図書館司書を配置すること

⑬基本目標Ⅳの（４）子どもの生活力の向上について

　関連〔全体〕

スクールソーシャルワーカーは派遣ではなく各校に配置すること。

⑭基本目標Ⅴの（１）魅力ある居場所の拡充について

関連〔事業番号５１０２〕

児童館未整備地区の解消のため南部、西部地区での児童館建設を「区有施設見直し計画」のみにとらわれることなく、検討すること。

　関連〔事業番号５１０５〕

「ランドセルひろば」に専門性をもった人材を配置すること。

⑮基本目標Ⅴの（２）子育てネットワークづくりについて

関連〔５２０５〕

「フレッシュママの集い」の事業名が「フレシュママの集い」とある。誤表記を直すこと。ちなみに、前回も同様だったが、ホームページでは「フレッシュママの集い」とある。統一すべき。

⑯基本目標Ⅵの（１）防犯・防災対策の推進について

関連〔全体〕

地域避難所と同様に自主避難所を開設した段階で、乳幼児のための授乳室や保育室の確保と自主避難をした人たちのためのポットや電子レンジ等の設備の提供をすること。

福祉避難所の増設をすること。

⑰基本目標Ⅵの（２）交通安全対策の推進について

　関連〔事業番号６２０２〕

園外保育の安全確保から人員を配置、状況に応じて加配すること。

⑱基本目標Ⅵの（４）子育てのための居住環境の確保について

　関連〔６４０１〕

安心して住み続けられるよう公的住宅の数を増やすこと。

⑲第５章　１３９ページ　計画期間中の子どもの数の推移について

前回この人数の試算が大きく誤っていたために待機児が莫大になった、今回は「かくれ待機児」を考慮した試算にすること。

以上